

U ホール利用料金

1 ホール

利用時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から 午前12時まで	午後1時から 午後4時30分まで	午後5時30分から 午後9時30分まで
平 日	勤労者団体	7,640 ^円	16,500 ^円	19,740 ^円
	その他	11,000	20,840	24,140
日曜日 土曜日 休 日	勤労者団体	11,000	19,740	20,840
	その他	15,340	24,140	27,500

備考

1. 勤労団体とは、勤労者で組織する団体で市長が認めるものをいう。以下同じ。
2. 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する日をいう。
3. 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間までの利用時間区分を連続して利用する場合の利用料金は、それぞれこの表に定める利用料金の合計額とする。
4. 入場料等(これに類するもの及び資料代その他の実費を含む。この表において以下同じ。)を徴収する場合の利用料金は、次の表の左欄に掲げる入場料等の額(入場料等の額に段階を設けているときは、その最高額とする。)の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

1,000 円以下	所定の利用料金の 2 倍に相当する額
1,001 円以上 3,000 円以下	所定の利用料金の 2.5 倍に相当する額
3,001 円以上	所定の利用料金の 3.5 倍に相当する額

5. 入場料等を徴収しないで商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の 2 倍に相当する額とする。
6. 利用者が練習、準備又は舞台装置を置くため舞台を利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 練習又は準備のため舞台を利用する場合は、所定の利用料金の 7 割に相当する額
 - (2) 舞台の継続利用で、そのまま舞台装置を置く場合は、所定の利用料金の 3 割に相当する額
7. 利用時間を 15 分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、1 時間につき、夜間の 1 時間当たりの利用料金(備考の 4 から 6 ままでに規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。)に相当する額とする。
8. 利用料金を算定して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 会議室

利用時間区分 利用区分			午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分 まで
会 議 室	11 会議室 (48 人)	勤労者団体	630 ^円	780 ^円	390 ^円
		その他	1,270	1,570	780
	21 会議室 (8 人)	勤労者団体	200	200	100
		その他	400	400	100
	22 会議室 (26 人)	勤労者団体	410	480	240
		その他	830	960	480
	23 会議室 (126 人)	勤労者団体	1,590	1,860	930
		その他	3,180	3,720	1,860
	24 会議室 (48 人)	勤労者団体	630	780	390
		その他	1,270	1,570	780
和 室	第 1 和室 (18 畳)	勤労者団体	160	160	80
		その他	330	330	160
	第 2 和室 (18 畳)	勤労者団体	160	160	80
		その他	330	330	160
	第 3 和室 (8 畳)	勤労者団体	80	80	40
		その他	160	160	80

備考

1. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後 9 時 30 分まで利用する場合を除き正時までとする。
2. 入場料(これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。)を徴収する場合及び商品の展示、宣伝又は販売その他の営業活動を行う場合の利用料金は、所定の利用料金の 2 倍に相当する額とする。
※その他の営業活動とは営業を目的とした講座、セミナー、塾、説明会等
3. 利用時間を 15 分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の開始時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金(備考の 2 に規定する利用にあっては、当該規定により算出した額とする。)(2)において同じ。)に相当する額
 - (2) 所定の開館時間外に利用する場合は、1 時間につき、午後 6 時から午後 9 時までの間の 1 時間当たりの利用料金の 1.5 倍に相当する額
4. 利用料金を算定して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 備付物品

1. ホール

種 別			利用区分	金 額	摘 要	
照明	調光装置		午前・午後・夜間 各1回につき	4,340 円	1 式	
	アッパーライト			2,250	1 列	
	ボーダーライト			1,150		
	ロアホリゾンライト			1,460		
	スポット ライト	1 kW		310	1 台	
		0.5 kW		200		
	エフェクトスポットライト			410		
	ストリップライト			200	1 本	
	フットライト			200	1 列	
	センターピンスポットライト			2,820	1 台	
	先玉			100	1 個	
	エフェクトマシン			1,360	1 台	
	波マシン			2,250		
	ミラーボール			1,150		
	スタンド			100		
	スクリーン			1,360		1 式
	映写	ビデオプロジェクター		2,820		
音響						
音響	拡声装置			4,340	呼出しマイクロホンを含む	
	マイクロホン	コンデンサー型	1,040	1 本		
		ダイナミック型	730			
	吊りマイクロホン装置			1,360	1 式 マイクロホンは含まない	
	ワイヤレスマイクロホン			2,250	1 チャンネル	
	マイクロホンスタンド			100	1 本	
	テーブ レコーダー	録音	モノラル	1,360	テープは含まない	
			ステレオ			
		再生				
	中継			1,360		1 回路
	ステージモニタースピーカー			730		1 台
	舞台	演台			730	1 式
		司会者テーブル			310	1 卓
		山台			200	1 台
		緋毛せん	大		200	1 枚
			小		100	
		所作台			22,000	1 式
金びょうぶ			1,360	1 双		
黒幕			200	1 枚		
松羽目			730			
松羽目・竹羽目			4,340	1 式		
反響版			2,820			
座布団			200	1 枚		
ござ			200	1 枚(90cm×15m)		
指揮台			310	1 式		
大太鼓			730	1 台		
舞台マット			4,340 円	1 台		
リノテーブル			520	1 巻		
コンサート型ピアノ		午前・午後・夜間	7,220	1 台調律代は含まない		
浴室			1,360			
電気コンセント			200	1 kW 以内、1 kW		

種 別		利用区分	金 額	摘 要
舞台	展示パネル	各1回	100	1 台
	ホワイエコンセント	につき	100	1 式

備考

1. 利用時間を 15 分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
- (1) 超過又は繰上げの時間が 2 時間以内の場合は、1 時間につき所定の利用料金の 3 割に相当する額
- (2) 超過又は繰上げの時間が 2 時間を超える場合は、所定の利用料金の 10 割に相当する額
2. 利用料金を算定して得た額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2. 会議室及び和室

種 別	利用区分	金 額	摘 要
アップライト型ピアノ	1 日 1 回 につき	2,820 円	1 台調律代は含まない
拡声装置		2,250	1 式
ビデオプロジェクター		2,820	1 台スクリーンを含む
展示パネル		100	1 台
電気コンセント		100	1 口(1 kW 以内)
山 台		200	1 台

4 ホール冷暖房装置

1 時間につき（15 分未満の端数は切り捨て、15 分以上は 1 時間とする。）2,460 円

〈施設の概要〉

名 称 U ホール（浜松市勤労会館）

所在地 浜松市中央区城北一丁目 8 番 1 号（〒432-8011）

構 造 鉄筋コンクリート造り 4 階建て

規 模 建築面積 2,060.93 ㎡ 延床面積 3,577.49 ㎡

ホール (1) 定員 549 固定席（ほかに車イス 3 席分のスペース）
(2) 舞台 間口 15m 奥行 10.50m 高さ 7m

会議室 23 会議室 126 人(210.5 ㎡)・24 会議室(多目的室)48 人(87.12 ㎡)
11 会議室(兼音楽練習室)48 人(87.12 ㎡)
22 会議室 26 人(55.83 ㎡)・21 会議室 8 人(29.42 ㎡)

和 室 和室 18 畳 2 室(通し使用可)・和室 8 畳 1 室